

粕屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

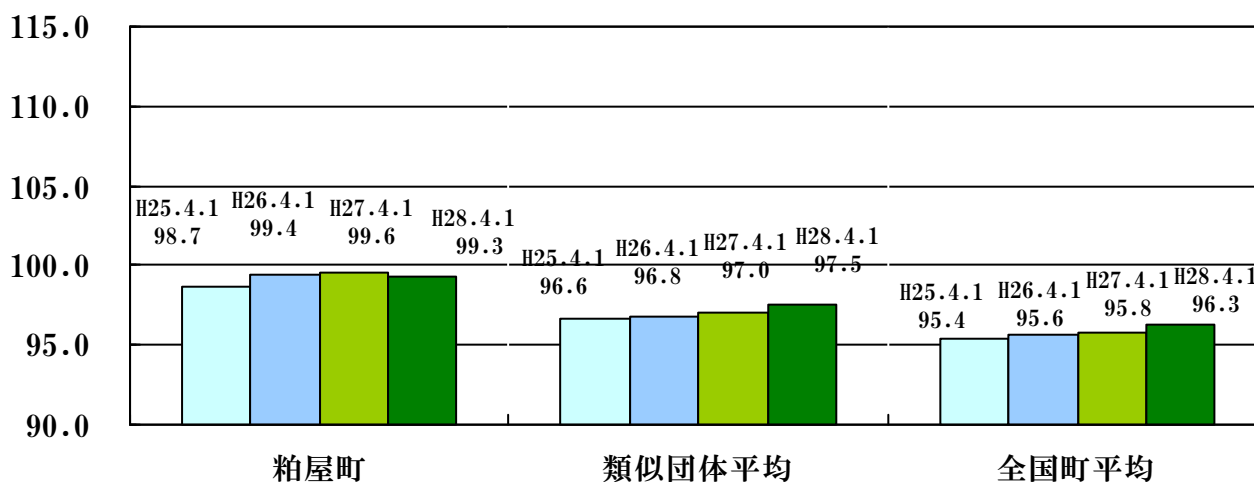
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 45,721	千円 13,958,297	千円 933,039	千円 1,668,649	% 12.0	% 12.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 190	千円 628,409	千円 125,134	千円 248,504	千円 1,002,047	千円 5,274	千円 5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、号俸の引き下げなし。高齢層については、官民の給与差を考慮して最大約5%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、粕屋町においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%、平成28年4月1日時点は6%を支給。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
粕屋町の支給割合	3%	4%	5%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
粕屋町	38.9 歳	293,300 円	358,659 円	336,717 円
福岡県	43.0 歳	331,300 円	426,380 円	369,121 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	41.7 歳	309,814 円	374,408 円	343,774 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
粕屋町	47.3 歳	7 人	312,900 円	373,114 円	354,128 円
福岡県	54.8 歳	623 人	333,900 円	395,029 円	361,871 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	50.5 歳	10 人	298,826 円	329,060 円	318,116 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		粕屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	149,000 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	137,900 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

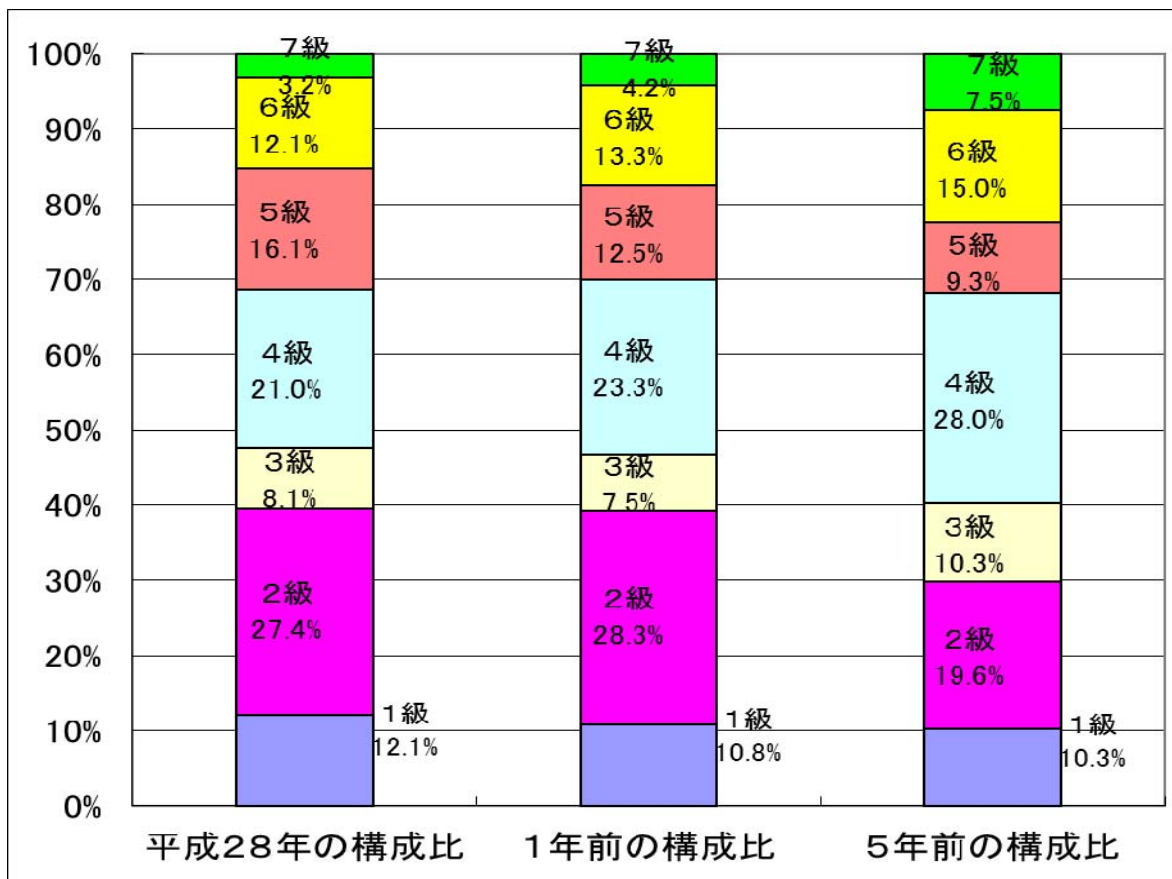
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,042 円	367,583 円	379,743 円	409,788 円
	高校卒	— 円	341,600 円	363,750 円	399,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	312,300 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、次長	4人	3.2%	361,300円	443,700円
6級	課長、事務局長	15人	12.1%	317,000円	411,000円
5級	課長補佐、主幹	20人	16.1%	286,200円	393,800円
4級	係長、主査	26人	21.0%	259,900円	386,200円
3級	主任主事	10人	8.1%	226,400円	348,800円
2級	主事	34人	27.4%	190,200円	303,000円
1級	主事、主事補	15人	12.1%	140,100円	246,100円

- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	粕屋町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

粕屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,590 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	粕屋町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

粕屋町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445	月分25.556	25月分	勤続20年	20.445	月分25.556	25月分
勤続25年	29.145	月分34.582	25月分	勤続25年	29.145	月分34.582	25月分
勤続35年	41.325	月分49.59	月分	勤続35年	41.325	月分49.59	月分
最高限度額	49.59	月分49.59	月分	最高限度額	49.59	月分49.59	月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			
1人当たり平均支給額							
		7,400千円	23,288千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		36,961 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		181,182 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
粕屋町	6.0 %	204 人	6.0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数		99.3	
(ラスパイレス指数)		(99.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	0%
手当の種類（手当数）	なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	43,722 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	254 千円
支給実績（26年度決算）	35,468 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	210 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ※子(満16歳年度初～ 満22歳年度末) 5,000円加算	同じ	—	17,445 千円	220,823 円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	同じ	—	15,987 千円	275,645 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が 対象 交通機関利用者 (1か月の支給限度額 は55,000円) 交通用具利用者(通勤 距離に応じて支給)	同じ	—	5,786 千円	46,659 円
管理職手当	部長・次長 66,000円 課長・事務局長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類 が異なる	21,152 千円	622,124 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額 等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	834,000 円	920,000 円 / 585,600 円
	副 町 長	674,000 円	760,000 円 / 536,000 円
報 酬	議 長	349,000 円	499,000 円 / 227,000 円
	副 議 長	293,000 円	430,000 円 / 182,000 円
	議 員	272,000 円	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(27年度支給割合) 3.15 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15 月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×5.1×在職月数/12 給料月額×3.0×在職月数/12	(1期の手当額) 17,013,600 8,088,000
	備 考	(支給時期) 任期毎 任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=4月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

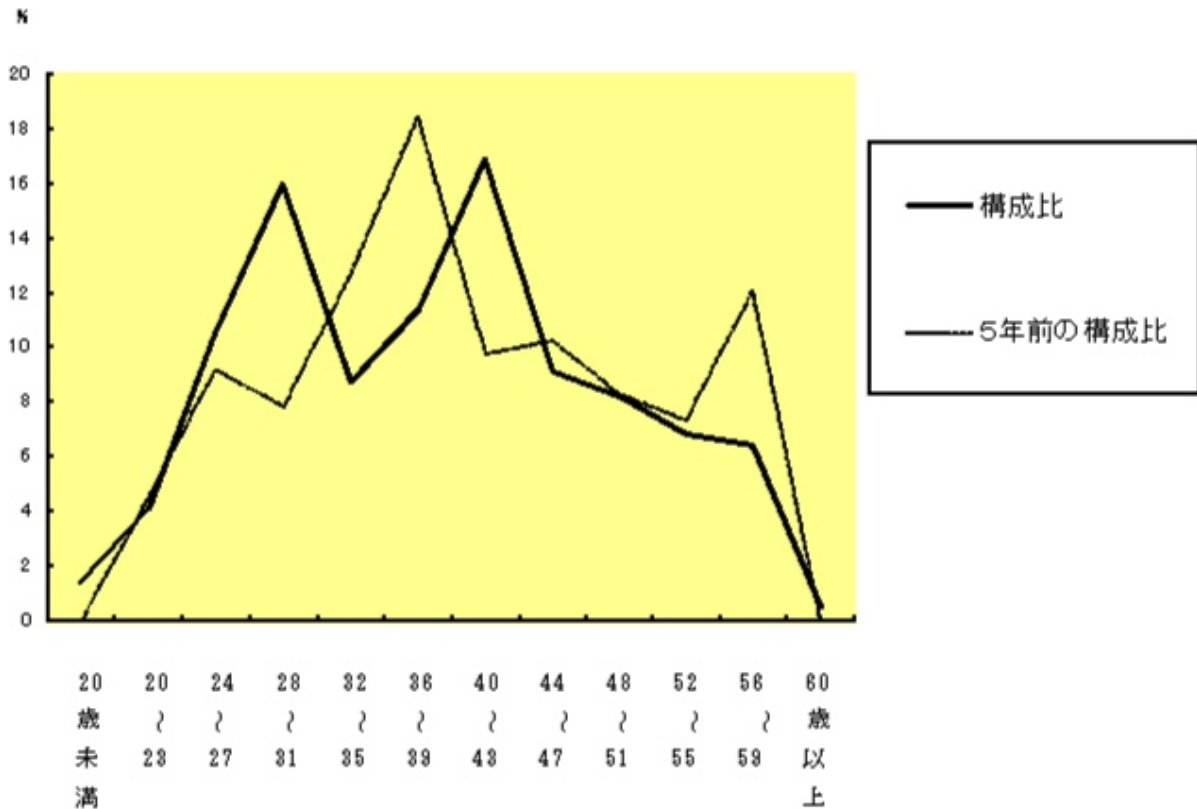
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	業 務 増 に よ る 増 事 務 の 統 廃 合 縮 小 に よ る 減 業 務 増 に よ る 増 内 部 事 務 見 直 し に よ る 減
		総 務	39	39	0	
		税 務	18	18	0	
		農 林 水 産	4	5	1	
		商 工	3	2	-1	
土 木		15	15	0		
民 生	41	43	2			
衛 生	16	15	-1			
	計	138	139	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.00 人)	
	教育部門	52	52	0		
	小 計	190	191	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 42 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.41 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	9	9	0	育 休 代 替 の 職 員 配 置 に よ る 増	
	下 水	4	4	0		
	そ の 他 (国保・介護)	14	15	1		
	小 計	27	28	1		
合 計		217	219	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 48 人	
		[237]	[237]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	23人	35人	19人	25人	37人	20人	18人	15人	14人	1人	219人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	131	132	133	135	138	139	8 (106.11%)
教育	50	51	53	54	52	52	2 (104%)
普通会計計	181	183	186	189	190	191	10 (105.52%)
公営企業等会計計	25	23	24	26	27	28	3 (112%)
総合計	206	206	210	215	217	219	13 (106.31%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 811,985	千円 175,712	千円 58,161	% 7.2	% 7.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 9	千円 29,618	千円 6,191	千円 11,836	千円 47,645	千円 5,294	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕屋町	33.6 歳	285,305 円	439,866 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕 屋 町	粕 屋 町 (普通会計)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,356 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

粕屋町				粕屋町（普通会計）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445	月分25.556	25月分	勤続20年	20.445	月分25.556	25月分
勤続25年	29.145	月分34.582	25月分	勤続25年	29.145	月分34.582	25月分
勤続35年	41.325	月分49.59	月分	勤続35年	41.325	月分49.59	月分
最高限度額	49.59	月分49.59	月分	最高限度額	49.59	月分49.59	月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
- 千円 - 千円				7,400千円 23,288千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			1,523 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			169,222 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
粕屋町	6.0 %	9 人	6.0 %

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	0%
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,907 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	212 千円
支給実績（26年度決算）	1,403 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	156 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ※子(満16歳年度初～ 満22歳年度末) 5,000円加算	同じ	—	845 千円	282,000 円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	同じ	—	1,041 千円	260,000 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が 対象 交通機関利用者 (1か月の支給限度額 は55,000円) 交通用具利用者(通勤 距離に応じて支給)	同じ	—	238 千円	34,000 円
管理職手当	部長・次長 66,000円 課長・事務局長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類 が異なる	636 千円	636,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 1,270,673	千円 117,088	千円 31,101	% 2.4	% 7.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はなし。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 4	千円 15,953	千円 3,131	千円 6,642	千円 25,726	千円 6,432	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕屋町	40.8 歳	352,927 円	548,386 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕 屋 町	粕 屋 町 (普通会計)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,661 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,356 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分
勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分	勤勉手当 1.6月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

粕屋町				粕屋町（普通会計）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445	月分25.556	25月分	勤続20年	20.445	月分25.556	25月分
勤続25年	29.145	月分34.582	25月分	勤続25年	29.145	月分34.582	25月分
勤続35年	41.325	月分49.59	月分	勤続35年	41.325	月分49.59	月分
最高限度額	49.59	月分49.59	月分	最高限度額	49.59	月分49.59	月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
- 千円 - 千円				7,400千円 23,288千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			830	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			207,500	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
粕屋町	6.0 %	4 人	6.0	%

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	0%
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,006	千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	252	千円
支給実績（26年度決算）	898	千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	225	千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ※子(満16歳年度初～ 満22歳年度末) 5,000円加算	同じ	—	648 千円	342,000 円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 —	同じ	—	567 千円	284,000 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が 対象 交通機関利用者 (1か月の支給限度額 は55,000円) 交通用具利用者(通勤 距離に応じて支給)	同じ	—	80 千円	40,000 円
管理職手当	部長・次長 66,000円 課長・事務局長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類 が異なる	0 千円	0 円